

平成二十一年六月十二日受領
答弁第五〇〇号

内閣衆質一七一第五〇〇号

平成二十一年六月十二日

内閣総理大臣 麻生 太郎

衆議院議長 河野 洋平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成したいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省が作成したいいわゆる「国会議員への対応マニュアル」に関する質問
に対する答弁書

一及び二について

御指摘の文書（以下「文書」という。）は、外務省として「政」と「官」との適切な関係を維持していくための方針として取りまとめたものであり、文書の考え方は、現在も妥当なものと考えているが、罰則が適用されることはない。

三から六までについて

例えば、口頭によって行われた報告もあり、記録が残されていないため、お尋ねの「件数」等についてお答えすることは困難である。

七について

お尋ねの「周知」は行われていない。

八及び九について

記録が残されていないため、お答えすることは困難である。